

低所得の世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行うため、給付金を支給します。

支給額 児童1人当たり一律5万円

ひとり親世帯

ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金をすでに受給している方は対象外

- ▶**対象者** 児童を養育するひとり親の方のうち、次の①から④のいずれかに該当する方
- ②から④に該当する場合は、令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育する方
- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者
(※①②の対象者にはすでに北海道から支給済みです。)
- ③公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方
- ④食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月1日以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶**申請方法** 申請者の世帯の状況によって、必要な申請書・添付書類が異なります。申請前に子ども課子ども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

▶**支給時期** 申請内容を確認後、北海道から指定口座に可能な限り速やかに支給します。

申請期限 令和6年2月29日(木)

☎子ども課子ども支援係(☎54-6621)

HP <https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2023-0510-1358-19.html>

ひとり親世帯以外の子育て世帯

ひとり親世帯分の給付金をすでに受給している方は対象外

- ▶**対象者** 次の①、②のいずれかに該当する方
- ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給者(※対象者にはすでに幕別町から支給済みです。)
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童(令和6年2月末までに生まれた新生児も対象)を養育する父母等で令和5年度住民税(均等割)が非課税(未申告の場合は対象外)の世帯または令和5年1月1日以降の収入が食費などの物価高騰の影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

▶**申請方法** 申請前に子ども課子ども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

※対象者のうち、児童手当(受給者が公務員の場合は申請必要)または特別児童扶養手当を受給していて、令和5年度の住民税(均等割)が非課税の方は申請不要で受給できます。

▶**支給時期** 申請内容を確認後、幕別町から指定口座に可能な限り速やかに支給します。申請不要の対象者には随時支給します。

申請期限 令和6年2月29日(木)

※新生児の場合は3月15日(金)

町ホームページ



知っていますか？

子どもの権利に関する条例 ~すべての子どもは、幸せになる権利が保障されています~

幕別町は、平成22年7月に「幕別町子どもの権利に関する条例」を施行しました。

子どもは、生まれながらにして一人ひとりが、かけがえのない存在として、多くの人から守られ尊重されています。両親やきょうだい、親戚、学校の先生、地域の人々が一緒になって、子どもが幸せになるまちを創っていかうという理念を、まちの法律ともいえる条例として定めたものです。

子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の人に対しても大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身に付けることができます。

▶安心して生きる権利

子どもは、大人から愛情をもって育てられ、虐待や暴力、犯罪から守られ、安全な環境のなかで暮らすことができます。どんな理由であっても、いじめや差別などで心や体を傷つけられることは、あってはならないことです。

▶自分らしく生きる権利

子どもは、自分の考えや気持ちを表すことにより、個性や違いが認められ、プライバシーや名誉が守られることにより、かけがえのない自分を大切にすることができます。

▶豊かに育つ権利

子どもは、学んだり、遊んだり、いろいろな自然や文化、芸術やスポーツに親しむことで、年齢や発達に応じたいろいろな体験をし、豊かに育つことができます。そのために、成長に必要な情報から知識を学ぶとともに、まわりの大人からのアドバイスや助けを受けることが大切です。

▶主体的に参加する権利

子どもは、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされ、社会に参加することができます。また、いろいろな活動に参加するために必要な情報や支援を受けることができます。

- ◆まちの子どもたちの健やかな育ちを支えるため、みなさんの理解と協力をお願いします。
- ◆この条例の規定の全文や解説は、町ホームページに掲載しています。



いやなことがあったり、こまったりしたときは相談してみませんか？

相談場所	相談先	相談時間
子どもカウンセラー(まっく・ざ・まっく)	☎56-7821	月曜～金曜 午前10時～午後4時
	☎56-8141	上記以外の曜日、時間
スクールカウンセラー(各小・中学校)	各小・中学校	都合に応じて相談の上、決定します。
	☎54-2006(教育委員会)	
子どもの人権110番(法務局)	0120-007-110	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

☎子ども課子ども支援係(☎54-6621)

～11月は児童虐待防止推進月間です～

子どもを虐待から守りましょう

親権者などからの体罰は禁止されています

令和5年度 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン標語
「あなたしか 気づいてないかも そのサイン」

●児童虐待とは…

親または親に代わる保護者が、子どもの身体や心を傷つけたり、きちんとした養育を行わないことです。児童虐待は、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えるため、早期に発見し対応することが重要です。

▶身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に閉め出す など

▶ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

▶心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

▶性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

●しつけについて

しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長に悪影響を及ぼす可能性があります。次のポイントを心掛けながら、子どもと向き合しましょう。

- ・子育てに体罰や暴言を使わない
- ・子どもが親に恐怖心を持つと、SOSを伝えられない
- ・爆発寸前のイライラをクールダウン
- ・親自身がSOSを出そう
- ・子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

●虐待かも？と思ったら

児童相談所や役場の関係機関に連絡・相談ください。連絡は匿名で行うことができ、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

あなたの気づきが子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

- ▶児童相談所全国共通ダイヤル(☎189(いちはやく))
- ※お近くの児童相談所につながる全国共通の電話番号です。
- ▶帯広児童相談所(☎22-5100 FAX☎22-5106)
- ▶子ども家庭総合支援拠点(子ども課)(☎54-6621 FAX☎55-3008 E-mail:kodomoka@town.makubetsu.lg.jp)

あなたの一票でデザインが決まる

人気投票

十勝版

図柄入りナンバープレート

デザインについて、たくさんのご応募ありがとうございました。応募いただいた462作品の中から、選考委員会において6作品が優秀作品に選ばれました。
この中から、十勝を愛するみなさんが「ぜひ付けてみたい！」と思うデザインについて、投票をお願いします。
☎十勝町村会事務局 (☎23-6204)

- ▶投票期間** 10月23日⑨～11月20日⑨ 午後5時
- ▶投票資格** 十勝管内18町村に在住の方
- ▶投票方法**
- ①Webから投票 右記の二次元コードからGoogleフォームにアクセスして投票してください。
 - ②投票用紙で投票 投票期間内に各町村に設置されている投票用紙に必要事項を記入して投票箱へ投函してください。(投票場所:役場、札内コミュニティプラザ、忠類総合支所、糠内出張所)

Webから投票



まずはプラスひとくち
つぎはプラス1皿

大量消費&使い切り かんたん野菜レシピ

調理時間
12分

1人分
18
キロカロリー

1人あたりの
野菜目標量
1日 350g 以上

白菜とほうれん草のなめたけ和え



調味料いらず、ゆでて混ぜるだけ！簡単なのにおいしいよ！



材料 (4人分)

- ・白菜 …………… 140g
- ・ほうれん草 ……… 140g
- ・なめたけ瓶詰め …… 50～60g
- ・かつお節パック …… 小1/2袋



作り方

- ①白菜とほうれん草をゆでる
 - ・白菜とほうれん草は水洗いする。
 - ・鍋に湯をわかし、白菜の硬い芯の部分を先に茹でてから、柔らかい葉の部分を茹でる。次に、ほうれん草を好みの硬さに茹で、水にさらして、軽く水気を絞る。
- ②食べやすく切り、すべてを混ぜ合わせる
 - ・①の白菜とほうれん草を3cm位の長さに切り、ボウルに入れる。
 - ・なめたけとかつお節を加えてよく混ぜ合わせる。

アレンジしてみよう！

- ▶今回は、白菜とほうれん草と一緒に使用しましたが、白菜のみ、ほうれん草のみでもよいです。
- ▶小松菜、人参、キャベツ、もやしなど、家庭にある野菜で色々とお試しください。
- ▶梅干しやごまを加えてもおいしいです。

☎保健課健康推進係 (☎54-3811)

運転免許証自主返納・運転経歴証明書 交付申請の出張窓口を開設します

運転免許証の自主返納を考えている方で、帯広運転免許試験場や帯広警察署まで行くことが困難な方のために、帯広警察署と連携して出張窓口を開設します。この機会に、ぜひ運転免許証の返納について検討してください。



- 手続きには本人が来場してください。
- 免許証を返納した時点で、自動車を運転することができなくなります。来場には公共交通などを利用してください。

地区	日にち	時間	場所
忠類地区	11月27日⑨	午前の部	午前10時～正午
		午後の部	午後1時～2時30分
幕別地区	11月28日⑩	午前の部	午前10時～正午
		午後の部	午後1時～2時30分
札内地区	11月29日⑪	午前の部	午前10時～正午
		午後の部	午後1時～3時

予約受け付け

当日受け付けはできませんので、必ず事前に予約してください。

- ▶受付期間** 忠類地区 11月1日⑩～22日⑩ 午前8時45分～午後5時30分
幕別地区 11月1日⑩～24日⑩ 午前8時45分～午後5時30分
札内地区 11月1日⑩～27日⑩ 午前8時45分～午後5時30分
- ▶申込先** 幕別地区・札内地区…防災環境課交通防犯係 (☎54-6601)
忠類地区…忠類総合支所地域振興課住民生活係 (☎8-2111)

運転免許証の自主返納

出張窓口では全ての免許の種類を取り消す場合のみ対応します。

- ▶対象者** 町内に居住し、運転免許証を保有している方で、次のいずれにも該当しない方
- ①免許の有効期限が切れている方
 - ②免許の取り消し基準に該当している方
 - ③免許停止中の方または免許停止の基準に該当している方
 - ④再試験の基準に該当している方
- ▶持ち物** 運転免許証



運転経歴証明書の申請

運転経歴証明書は、運転免許証を自主返納した方に発行する公的な身分証明書です。出張窓口で併せて申請できます。

- ▶対象者** ①今回の出張窓口で自主返納した方
②返納・失効してから5年以内の方
- ▶持ち物** ①北海道収入証紙 1,100円分(発行手数料)
※町内で購入できる場所…北洋銀行幕別支店、札内農協金融窓口、忠類農協金融窓口
②申請用写真(3cm×2.4cm) ※会場にて無償で撮影することも可能です。
③運転免許証を返納済みの方は、住所および生年月日の記載がある身分証明書
- ▶交付方法** 受け取りまでに1カ月程度かかります。
①各窓口での受け取り
②自宅への郵送(郵送料は申請者負担)
※郵送には返信用のレターパックプラス(520円/赤色)が必要です。
事前にお近くの郵便局で購入して会場までお持ちください。

☎防災環境課交通防犯係 (☎54-6601)、忠類総合支所地域振興課住民生活係 (☎8-2111)

11月9日は119番の日 ~かけがえのない命のために~

119番通報 4つのポイント

1 災害の種類

火災・救急・それ以外の災害かはっきり伝える！

2 住所(市町村名から番地まで)

住所が分からなければ、目標となるものを伝えたり、スマートフォンを活用したりする。

3 災害の内容

- ・火災 何が燃えている？ どのくらい？
- ・救急 傷病者の状態(人数、出血、呼吸など)

4 通報者の氏名、電話番号

様態の変化、場所の確認などで、折り返し電話がくる場合があります。

119番通報例



スマートフォンの衝撃検知機能※による

誤通報に注意！

※スマートフォンが強い衝撃を受け、事故として検知した場合に、自動的に119番通報を行う機能

万が一、救急車などが必要なのに119番に発信してしまった場合は、電話を切らずに「間違えた」と伝えてください。また、消防から折り返しの電話がくる場合がありますので、必ず電話に出てください。

住所が分からないとき

▶ **目標物**
橋、建物、バス停などを伝えましょう。

▶ **GPSの活用**
スマートフォンや車のGPSで住所を伝えましょう。

▶ **自動販売機**
自動販売機には住所ステッカーが貼られているので、活用しましょう。

▶ **高速道路のキロポスト**
高速道路上であれば、キロポストの数字を伝えましょう。

災害情報

火災などの災害情報は、とかち広域消防局のホームページから確認できます。

HP <http://fire-tokachi.info/>



☎とかち広域消防局情報指令課 ☎26-9127

「救急医療情報キット」で緊急時に備えましょう

自宅で具合が悪くなり、救急車を呼んだときなどの緊急時に、本人や家族から詳しい情報が聞けない状況でも救急隊員に医療情報を伝え、迅速な救急医療活動に役立つ「救急医療情報キット」を無料で配付しています。

救急医療情報キットに緊急連絡先や持病の有無、かかりつけ医などの情報を記入して自宅の冷蔵庫に保管しておき、もしもの場合に備えましょう。

- ▶ **配付対象者** 65歳以上の方のみの世帯(一人暮らしを含む)
障がいのある方
健康上不安のある方

▶ **申請・配付場所** 福祉課、札内支所、糠内出張所、ふれあいセンター福寿

☎福祉課社会福祉係 ☎54-6612

【救急医療情報キットの内容】



水道料金負担軽減対策支援事業

事業者を含めた幕別町との水道契約者を対象に、水道料金のうち基本料金を6カ月間無料とします。(手続きは不要です。)使用量に応じた水量料金は対象外です。

▶ **期間および対象料金** 令和5年9月検針分料金から令和6年2月検針分料金のうち基本料金6カ月分

▶ **対象者** 対象期間に町の水道または簡易水道を契約している方(公的な施設を除く。)

- ▶ **その他**
- ①幕別町以外の水道事業者などから給水を受けている方や地下水のみを使用している方には、町の基本料金相当額を助成します。申請時期は令和6年2月～3月を予定しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。
 - ②検針票は基本料金を含んだ金額の表示となりますが、納付書に記載する請求額は基本料金を除いた額となります。

☎水道課庶務係 ☎54-6424

パブリックコメントを実施しています

幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針(案)について

町教育委員会では、幕別小学校と幕別中学校で構成する「まくべつ学園」のさらなる小中一貫教育の推進にあたり、幕別中学校を活用した義務教育学校の設置を検討しています。義務教育学校の設置に向けて、町民のみなさんの意見を募集しています。

▶資料の閲覧場所

役場1階ロビー、札内コミュニティプラザロビー、忠類コミュニティセンターロビー、糠内出張所
※町ホームページ(トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント)でも公表しています。

▶ **意見の募集期限** 11月24日(金)(消印有効)

▶ **意見の提出方法** ①持参 ②FAX ③電子メール ④郵便

資料の閲覧場所に備え付けの「意見の提出書」または意見を記入した用紙(任意様式)に、件名(幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針(案)について)、住所、氏名、電話番号を記載の上、提出してください。

▶意見を提出できる方

町内に住所がある方、町内に通勤または通学している方、町内に事務所・事業所がある方、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係がある方

▶注意事項

- ①障がいなどの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受け付けできません。
- ②提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町の考え方を広報紙などで公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名、電話番号は公表しません。
- ③意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見と判断できるようなものは、意見として取り扱いません。

▶問い合わせ・提出先

教育委員会学校教育課総務係 〒089-0604 幕別町錦町98番地

☎54-2006 FAX54-4714 ✉gakkosomukakari@town.makubetsu.lg.jp

メール



言葉を通して知るアイヌ文化 8

文・写真:阪口 諒(さかぐちりょう)

☎生涯学習課 学芸員 ☎54-2006

ラウラウ

(コウライテンナンショウ)

アイヌのなぞなぞに「木原のまん中で赤い布を頭に巻いているものなあに?」というものがありません。答えはラウラウ(コウライテンナンショウ)です。この植物は秋になるとすっと伸びた茎の上に毒のある赤い実をつけます。これを赤い布と言っているのです。コウライテンナンショウは、茎に見える部分に紫褐色のまだらな模様があつてマムシに見えることから、マムシグサとも呼ばれます。また、この実が火を灯したように見えるので、ヘビノタイマツと言われることもあります。この植物は全草に毒があります。特に塊茎には強い毒があると言われています。特にアイヌ民族はこの塊茎を食用にしています。秋深くあるいは春先の早い時期になると、塊茎の一部に毒が集まり、中央部分が黄色くなります。その部分を丁寧に剥き取ってから灰に入れて焼くと、食べることが出来ます。甘味があつておいしいと言われています。中毒した時にはヤマブドウの汁を飲めばよいという言い伝えがありますが、それは大昔、ヤマブドウとコウライテンナンショウが決闘してヤマブドウが勝つたからだといいます。勝利したヤマブドウは大いばり木の上に登り、コウライテンナンショウは地中にもぐってしまいました。そして、今でも、充分に成長した塊茎には、ヤマブドウに切られた痕があるそうです。

